

平成21年6月26日

株 主 各 位

神奈川県伊勢原市石田200番地

株式会社 **アマダ**

代表取締役
社 長 岡 本 満 夫

第71期定時株主総会決議御通知

拝啓 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第71期定時株主総会において、
下記のとおり報告並びに決議されましたので御通知申し
上げます。 敬具

記

報 告 事 項

- (1) 第71期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
- (2) 第71期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は1株につき5円（中間配当金と合わせて年16円）と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は後記「定款一部変更の内容」のとおりであります。

第3号議案 取締役全員任期満了につき6名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役役に岡本満夫、高木俊郎、山下賀弘、磯部任の4氏が再選され重任し、新たに末岡慎弘、阿部敦茂の両氏が選任され就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として野田友直氏が選任されました。

第5号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期末時点の取締役8名及び監査役4名に対し、役員賞与総額63,580,000円（取締役分55,000,000円、監査役分8,580,000円）を支給することとなりました。

なお、本株主総会終了後開催された取締役会により、代表取締役が選定されるとともに、執行役員制度が導入され、平成21年6月26日現在における取締役の構成は、次のとおりとなりました。

代表取締役社長	(執行役員) 最高経営責任者 (CEO)	岡本満夫
取締役	(専務執行役員)	高木俊郎
取締役	(常務執行役員)	山下賀弘
取締役	(執行役員)	磯部任
取締役	(執行役員)	末岡慎弘
取締役	(執行役員)	阿部敦茂

以上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p><u>第8条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>第9条 (株券の種類)</u> <u>当社の株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p><削 除></p>
<p>第<u>10</u>条 (単元未満株主の売渡請求) 単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ</u>) は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すこと (買増しという。以下同じ) を当会社に請求することができる。 ② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すことができる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p>	<p>第<u>8</u>条 (単元未満株主の売渡請求) 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すこと (買増しという。以下同じ) を当会社に請求することができる。 ② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すことができる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。</p>
<p>第<u>11</u>条 <条文の記載省略></p>	<p>第<u>9</u>条 <現行どおり></p>

変 更 前	変 更 後
<p>第12条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付および引換、単元未満株式の買取り・買増し、配当金の支払、届出の受理等株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の<u>作成および備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p>第13条（株式および新株予約権に関する取扱い等ならびに手数料） 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第11条（株式および新株予約権に関する取扱い等ならびに手数料） 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第<u>14</u>条 〽 <条文の記載省略> 第<u>19</u>条</p> <p>第<u>20</u>条（取締役の定員および選任） 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 ② 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>第<u>12</u>条 〽 <現行どおり> 第<u>17</u>条</p> <p>第<u>18</u>条（取締役の定員および選任） 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 ② 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>第<u>21</u>条 〽 <条文の記載省略></p>	<p>第<u>19</u>条 〽 <現行どおり></p>
<p>第<u>22</u>条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第<u>20</u>条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <削 除></p>
<p>第<u>23</u>条 〽 <条文の記載省略> 第<u>35</u>条</p>	<p>第<u>21</u>条 〽 <現行どおり> 第<u>33</u>条</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>第2条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の記載または記録に際しての手續等は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>第3条</u> <u>本付則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

以 上